

【菰野町の給与・定員管理等について】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	41,329	10,895,215	535,003	2,532,406	23.2	22.8

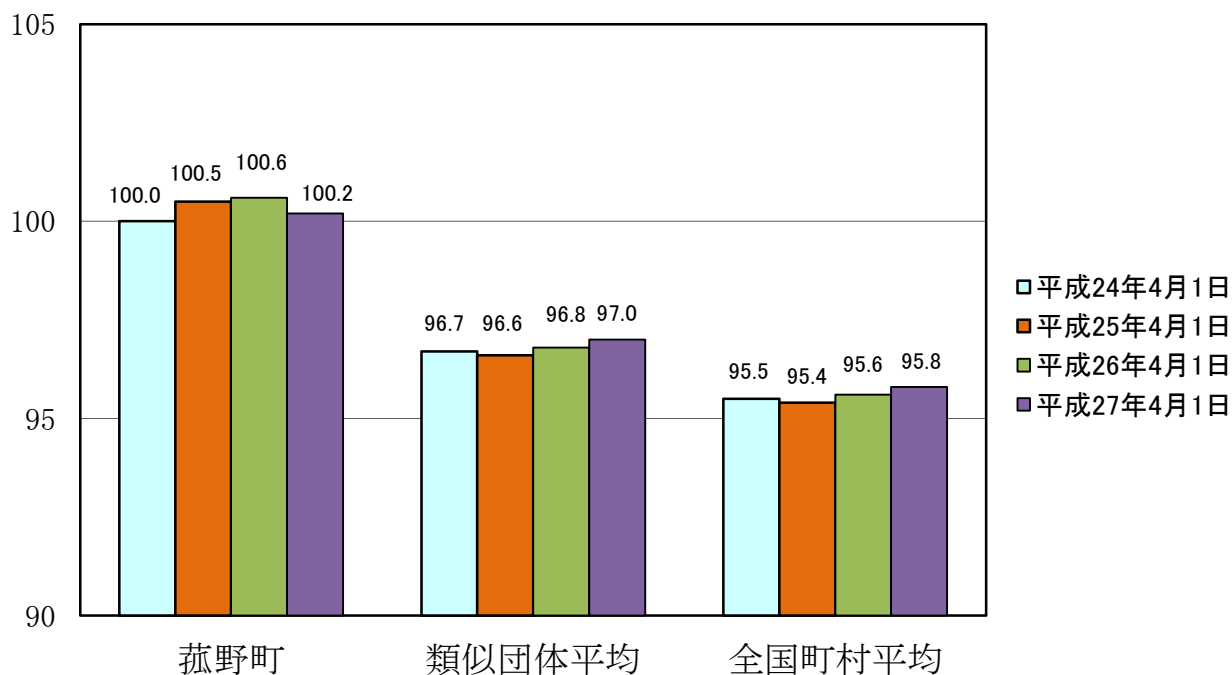
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	296	991,906	229,478	376,705	1,598,089	5,398	5,748

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は平成26年4月1日現在の人数です。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
菰野町	40.8 歳	320,500 円	406,586 円	346,130 円
三重県	43.5 歳	345,765 円	442,399 円	- 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	41.9 歳	313,133 円	381,214 円	345,081 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
菰野町	46.6 歳	20 人	298,700 円	331,590 円	315,610 円	-	- 歳	- 円	-
内 清掃職員	49.2 歳	7 人	312,300 円	363,601 円	337,429 円	廃棄物処理 業従業員	44.9 歳	289,500 円	-
内 学校給食 職員	45.0 歳	5 人	289,900 円	307,600 円	303,700 円	調理士	41.9 歳	261,100 円	-
内 自動車 運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	自家用乗用 自動車運転 者	58.5 歳	250,700 円	-
三重県	49.9 歳	- 人	348,931 円	400,527 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	50.3 歳	12 人	293,609 円	320,807 円	310,221 円	-	- 歳	- 円	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
菰野町	5,299,080 円	-	-
内 清掃職員	5,781,412 円	-	-
内 学校給食 職員	4,967,100 円	-	-
内 自動車 運転手	* 円	-	-

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24年～平成26年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク(*)とし、対象となる職員数が3人又は4人の場合は、職員数の欄に「5人未満」と記載している(その他数値のない欄についてはすべてハイフン(-)としている。)

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		菟野町	三重県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	146,500 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	146,500 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(27年4月1日現在)

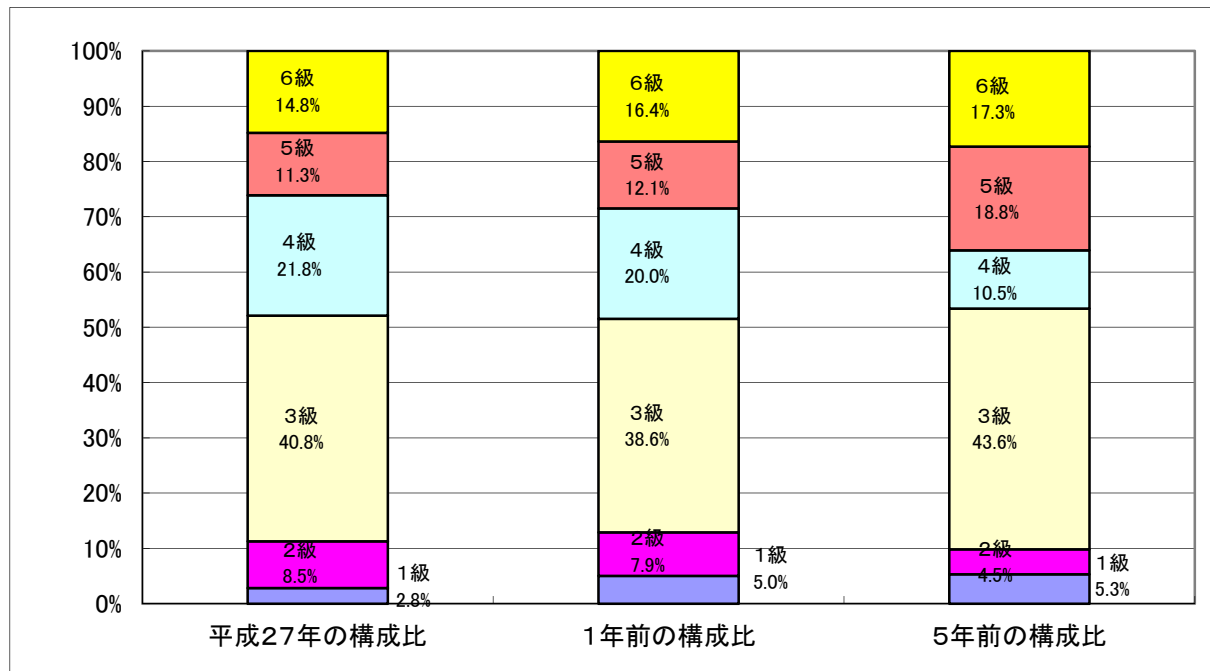
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	289,800 円	330,600 円	361,900 円
	高校卒	247,000 円	301,700 円	334,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	270,900 円	282,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	4 人	2.8 %
2 級	主任主事	12 人	8.5 %
3 級	主査	58 人	40.8 %
4 級	係長、副主幹	31 人	21.8 %
5 級	課長補佐、主幹	16 人	11.3 %
6 級	課長、検査監、企画監	21 人	14.8 %
7 級	参事、課長、検査監、企画監	0 人	0.0 %

- (注) 1 職員の給与に関する条例の給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

菰野町		三重県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,483 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,570 千円		-	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

菰野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置: ~3%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 7,409 千円 22,209 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		21,406 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		44,400 円	
支給対象地域	支給率(26年度)	支給対象職員数	国の制度(支給率)※26年度
菰野町	2.0 %	277 人	0.0 %
津市、四日市	4.0 %	5 人	6.0 %
鈴鹿市	4.0 %	1 人	10.0 %

(4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		3,678 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		13,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		11.1 %	
手当の種類(手当数)		13 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税収入金滞納処分手当	税務課職員	町税収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
税外収入金滞納処分手当	税務課職員以外	税外収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
防疫公害作業手当	環境課職員	伝染病若しくは伝染病の疑いのある患者及び家畜等の防疫作業又は公害防止若しくは水道業務等のため人体に有害なおそれのある作業に従事したとき	日額300円
清掃作業手当	環境課職員	清掃作業等に従事するもの	日額560～840円
		補助員を伴わないで大型し尿搬送車を運転したとき	1往復200円
行旅病人同死亡人等処理手当	全職員	行旅病人(死亡人)等の処理に従事したとき	1件2,500(死亡3,000)円
土木作業手当	事業関係課職員	土木作業において現場監督並びに測量に従事したとき、又は庁外で作業をすることを常例とする職員で土木作業に従事したとき	日額100・200円
自動車運転手手当	都市整備課・環境課職員	庁用自動車専用運転(特殊自動車の運転業務)に従事する職員	日額120・280円
長時間勤務手当	全職員	1か月60時間以上の時間外勤務及び休日勤務に服したとき	60時間を超えた1時間当たり200円(災害に限る)
用地交渉手当	都市整備課	公共事業に必要な土地等の取得、使用、補償の交渉及び用地立会いに従事したとき	日額200円
夜間特殊業務手当	消防本部消防署職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において2時間以上消防業務に従事したとき	1当務300円
救急出動手当	消防本部消防署職員	救急業務に従事したとき	1件300円
火災出動手当	消防本部消防署職員	消火活動に従事したとき	1件300円
年末年始特殊業務手当	環境課職員	年末年始の期間において廃棄物収集又は不燃物処理場若しくは清掃センターにおける受付業務に従事したとき	日額5,500円
	消防本部消防署職員	年末年始の期間において正規の勤務時間による勤務の一部又は全部について1日4時間以上消防事務に従事したとき	1日勤4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	132,542 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	931 千円
支給実績(25年度決算)	106,268 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	875 千円

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 上記以外1人につき 6,500円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		27,687 千円	226,800 円
住居手当	【自宅】 3,400円	異	国の制度廃止	15,915 千円	114,000 円
	【借家】 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ 支給限度額 27,000円	同			
通勤手当	交通機関利用 支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて 2,000～31,600円	同		12,096 千円	56,400 円
管理職手当	行政職給料表(-) 7級 53,300円 行政職給料表(-) 6級 48,400円	同		15,586 千円	576,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に臨時又は緊急の公務で勤務した場合 3～6H 8,000円 6H以上 12,000円	同		892 千円	34,307 円
宿日直手当	5,900円(年末年始 7,200円)	同		3,605 千円	25,750 円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分	給料月額等	
	類似団体における 最高額/最低額	
給料	町 長	860,000 円 (890,000 円)
	副 町 長	660,000 円 (680,000 円)
報酬	議 長	400,000 円 (- 円)
	副 議 長	320,000 円 (- 円)
	議 員	300,000 円 (- 円)
期末手当	町 長	(26年度支給割合)
	副 町 長	3.95 月分
退職手当	議 長	(26年度支給割合)
	副 議 長	3.35 月分
退職手当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	任期ごとに算定 17,172,480 円 任期終了時
	備 考	任期ごとに算定 7,920,000 円 任期終了時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況(平成27年4月1日現在)

区 分	採用人数	合格者数		受験者数	申込者数	
		2次試験	1次試験			
一般職	一般事務	5 人	5 人	25 人	73 人	89 人
	土木	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
	建築	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
	保育士・幼稚園教諭	7 人	7 人	13 人	22 人	27 人
消防職	2 人	2 人	8 人	10 人	13 人	
計	16 人	16 人	50 人	109 人	133 人	

(2) 退職状況(平成26年度)

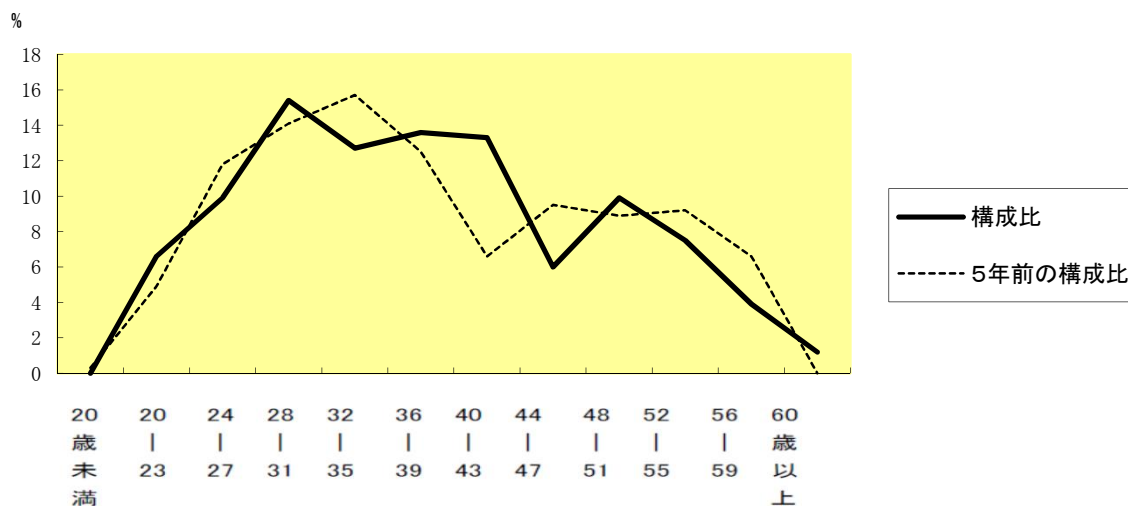
区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合 計	
一般職	一般事務	1 人	3 人	1 人	5 人
	技術	0 人	0 人	0 人	0 人
	保育士・幼稚園教諭	0 人	0 人	2 人	2 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	
計	1 人	3 人	3 人	7 人	

(3) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	備 考	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	業務増による増員 クラス増等、業務増による増員 業務増による増員 業務増による増員
		総 務	54	52	2	
		税 務	18	18	0	
		労 働	1	1	0	
		民 生	99	94	5	
		衛 生	19	19	0	
		農 林 水 産	11	11	0	
	商 工	4	4	0		
	土 木	15	14	1		
	計	225	217	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.44 人 (類似団体の 人口1万人当たり職員数 - 人)	
教 育 部 門	30	31	-1	業務の見直し等による減員		
消 防 部 門	46	44	2	業務増による増員		
小 計	301	292	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.83 人 (類似団体の 人口1万人当たり職員数 - 人)		
公営企業等 会計部門	水 道	10	10	0		
	下 水 道	11	11	0		
	そ の 他	10	10	0		
小 計	31	31	0			
合 計	332	323	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.33 人		

(4) 年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	22人	33人	51人	42人	45人	44人	20人	33人	25人	13人	4人	332人

(5) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		202	203	203	213	217	225	17 (1.09)
教育		31	35	36	35	31	30	▲ 1 (0.97)
消防		41	41	41	43	44	46	3 (1.07)
普通会計		274	279	280	291	292	301	19 (1.07)
公営企業等会計		32	31	31	30	31	31	▲ 3 (0.91)
総合計		306	310	311	321	323	332	16 (1.05)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 この職員数には教育長(特別職)を含んでいます。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
26年度	千円 818,148	千円 105,612	千円 60,962	% 7.4	% 7.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 10	千円 37,968	千円 8,323	千円 14,671	千円 60,962	千円 6,096	千円 -

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
菰野町	40.5 歳	328,210 円	511,744 円
団体平均	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

菰野町				菰野町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(26年度)				1人当たり平均支給額(26年度)			
1,467 千円				1,483 千円			
(26年度支給割合)				(26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

菰野町			菰野町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:~3%加算)			(定年前早期退職特例措置:~3%加算)		
1人当たり平均支給額 該当なし 該当なし			1人当たり平均支給額 7,409 千円 22,209 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		801 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		80,120 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
菰野町	2.0 %	10 人	2.0 %

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		117 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		11,740 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		90.0 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	水道課職員	土木作業において現場監督並びに測量に従事したとき	日額100円
税外収入金滞納処分手当	水道課職員	税外収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
夜間特殊業務手当	水道課職員	水道課に勤務する職員が深夜において水道業務に従事したとき	1件1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	2,785 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	309,412 円
支給実績(25年度決算)	3,078 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	342,028 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	/	1,511 千円	151,100 円
	配偶者のない場合の1人目 11,000円				
	上記以外1人につき 6,500円				
	満16歳～22歳の子の加算 5,000円				
住居手当	【自宅】 3,400円	同	/	957 千円	95,690 円
	【借家】 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ 支給限度額 27,000円				
通勤手当	交通機関利用 支給限度額 55,000円	同	/	461 千円	46,080 円
	交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて 2,000～31,600円				
管理職手当	行政職給料表(一) 7級 53,300円	同	/	581 千円	580,800 円
	行政職給料表(一) 6級 48,400円				

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について

種類	内容
勤務時間	8時30分から17時15分まで 週38時間45分勤務。 なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。
週休日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
休憩時間	12時から13時までの1時間

(2) 休暇制度等について

種 類	内 容
年次有給休暇	1年につき20日間付与。残日数がある場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができます(有給)。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 結核性疾患の場合・・・1年以内 疾病の場合・・・90日以内 (有給)。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合(有給)。 結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏期休暇など。
介護休暇	配偶者等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合(無給)。
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで、育児休業をすることができる(無給)。 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間勤務をすることができる(一部無給)。

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成26年度)

処分事由	免職	降任	休職	計
心身の故障の場合	0 人	0 人	2 人	2 人
計	0 人	0 人	2 人	2 人

(2) 懲戒処分者数(平成26年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
職務命令違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
法令違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

10 職員のサービスの状況

主な種類	内 容
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も、また、同様です。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等、政治的行為をしてはいけません。
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはいけません。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況(平成26年度)

研修名	参加人数
一般研修	108 人
専門研修	724 人
派遣研修	0 人

(2) 勤務成績評定の状況

職員の職務遂行過程で発揮した能力、資質、業績、態度等を適切に把握し、職員の能力育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、勤務成績の評定を実施しています。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

- ① 厚生制度 …… 職員の保健、元気回復のため、定期健康診断やメンタルヘルス事業等を実施しています。
- ② 共済制度 …… 職員の相互救済を目的とする制度には、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、退職年金に関する制度には三重県市町村職員退職手当組合が主体となり実施しています。

(2) 公務災害補償

職員が公務により疾病、死亡、障害などになった場合の補償等の制度については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が主体となり実施しています。

13 公平委員会の業務の状況

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 …… 平成26年度 該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況 …… 平成26年度 該当なし